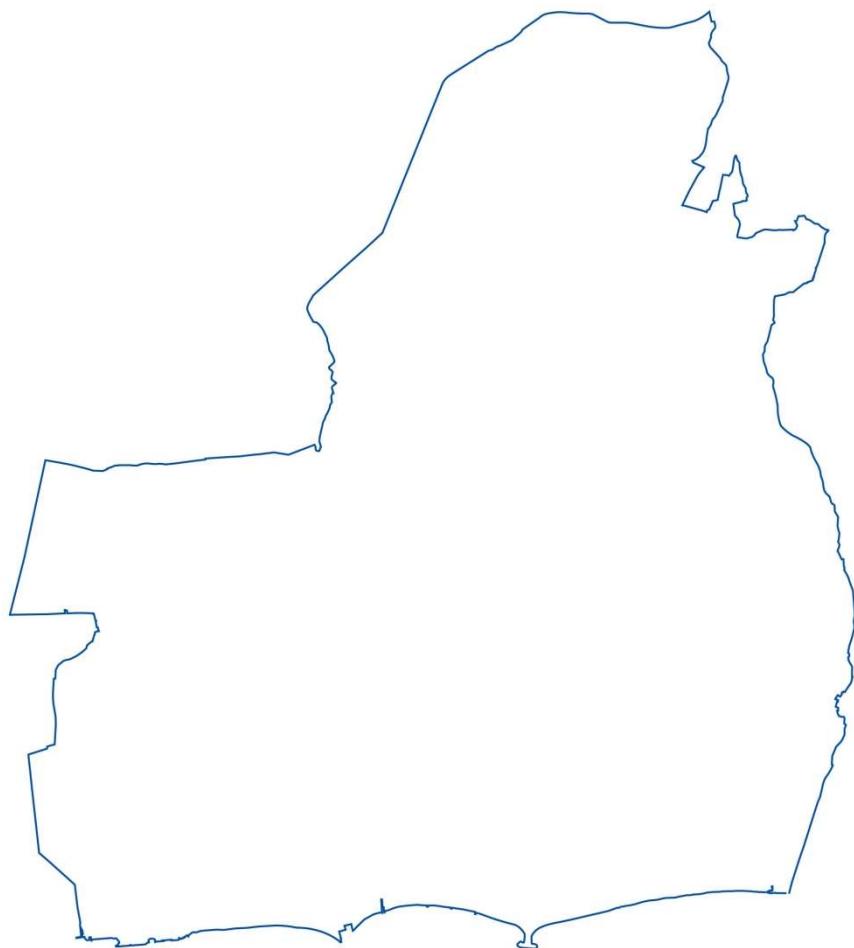


景観法に基づく 建築行為等の届出ガイドブック

市内全域に係る届出対象行為【指定地区内における行為を除く】



1 茅ヶ崎市の景観まちづくり

屋外の生活を楽しんでいる 人々の姿が様々な場所で見れること

人口・世帯減少や高齢化が進み、女性の就労拡大や男性の育児や家事への参加が進むなど、人々の生活スタイルも変化しています。茅ヶ崎市でも、リタイア世代の増加により昼間人口が増え、1日の生活の中で趣味や交流などの3次活動に充てる時間が徐々に増えています。

今後は、家の近くで過ごす機会が増え、家族や恋人・友人等との時間、趣味や学習など個人のための時間を充実できる環境がまちに求められています。

茅ヶ崎市が目指す景観は、「屋外の生活を楽しんでいる人々の姿が様々な場所で見られること」です。社会の変化も踏まえると、建物の見た目や風景を整えるだけでなく、屋外の様々な場所で人々が楽しく活動している姿をもっと見られるように景観まちづくりを進めることができます。

今回の景観計画の改定では、市内外の人が抱く茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）を調査しました。その調査結果を見ると、みなさんが心の中で感じている茅ヶ崎らしさは、海や山、おいしい食事をできるお店、鎌倉や江ノ島など周りのまちも含め友達等と遊びに行く所屋外に様々なものが近くにある環境だと分かりました。茅ヶ崎は、屋外の生活を楽しめる資質を持っています。

本市では、茅ヶ崎らしさを高め、屋外での生活を楽しんでいる人々の姿が様々な場所でもっと見られるように、景観まちづくりを進めていきます。

2 景観計画の基本理念と目標

基本理念

軽やかな気持ちで過ごせる 空間をつくる

茅ヶ崎は、昼間人口の増加や個人のために割く時間の増加などの生活スタイルの変化に応えられる資質を持つまちです。茅ヶ崎が有する資源を最大限活かし、「自由な」「明るい」「ゆったりとした」というイメージや、茅ヶ崎の価値や魅力を五感で感じられる都市空間（公園・緑地、道路・河川、住宅地など）の再生・創出を目指します。また、公共空間を地域の方々が中心となって管理運営を行うことにより、良好な都市の景観を保全していきます。

なお、まちづくりは、関わる全ての主体（市民、事業者及び行政）が個々の利益・想いだけで進めるのではなく、「みんなにとって、茅ヶ崎にとって良いもの」を常に考え、連携することを意識しながら、様々な取組を進めています。

基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を次のように定め、景観まちづくりを進めています。

1) 景観資源と眺望を守り、継承する

茅ヶ崎には、海岸や里山などの自然、歴史的価値の高い建造物や史跡・祭事など、茅ヶ崎の風土から培われた資源が多くあります。これらを茅ヶ崎の財産として守り、次世代に継承していきます。

2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

茅ヶ崎がこれからも愛されるまちであるためには、これまでの価値だけに依存せず、時代にあつた社会的価値のある環境を再生・創出していくことが重要です。生活スタイルの変化に応じて、交流などを楽しみ、屋外で様々な活動がしやすい空間づくりを進めています。

3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出する

空間をつくるとともに、地域の方々が中心となった活動、屋外でのカフェやイベントなど公共空間の利活用及び情報発信等により空間をさらに魅力的なものに育て、茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出します。

3 良好的な景観形成に関する方針

北部丘陵地域景観ゾーン

景観まちづくりの視点

自然と歴史から茅ヶ崎のはじまりを感じる。

自然景観の保全と活用

特別緑地保全地区やみどりの保全地区などの指定を行うとともに、市民等と協働で自然環境を管理し、谷戸や里山などの自然景観を保全します。

また、自然環境を一部公開し、生きものや自然と触れ合う学習等を通じて、次世代が自然景観の価値を知り、引き継いでいくための取組を積極的に進めます。

歴史的資源の保全と活用

下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を保全するとともに、歴史を学び、楽しめる空間づくりを進めます。また、資源を活用した活動を展開し、本ゾーンの文化的価値を高め、市内外に魅力を発信します

中心市街地地域景観ゾーン

景観まちづくりの視点

市民の方も来訪者も集い、賑わう。

活気ある市街地景観の形成

商業や行政・文化活動拠点など都市機能の集積を維持するとともに、エメロードや茅ヶ崎中央通りなどそれぞれの通りにふさわしい沿道景観を形成します。また、行政拠点地区については、公共性の高さを維持しつつ、交流や文化的活動が生まれる環境を創出します。

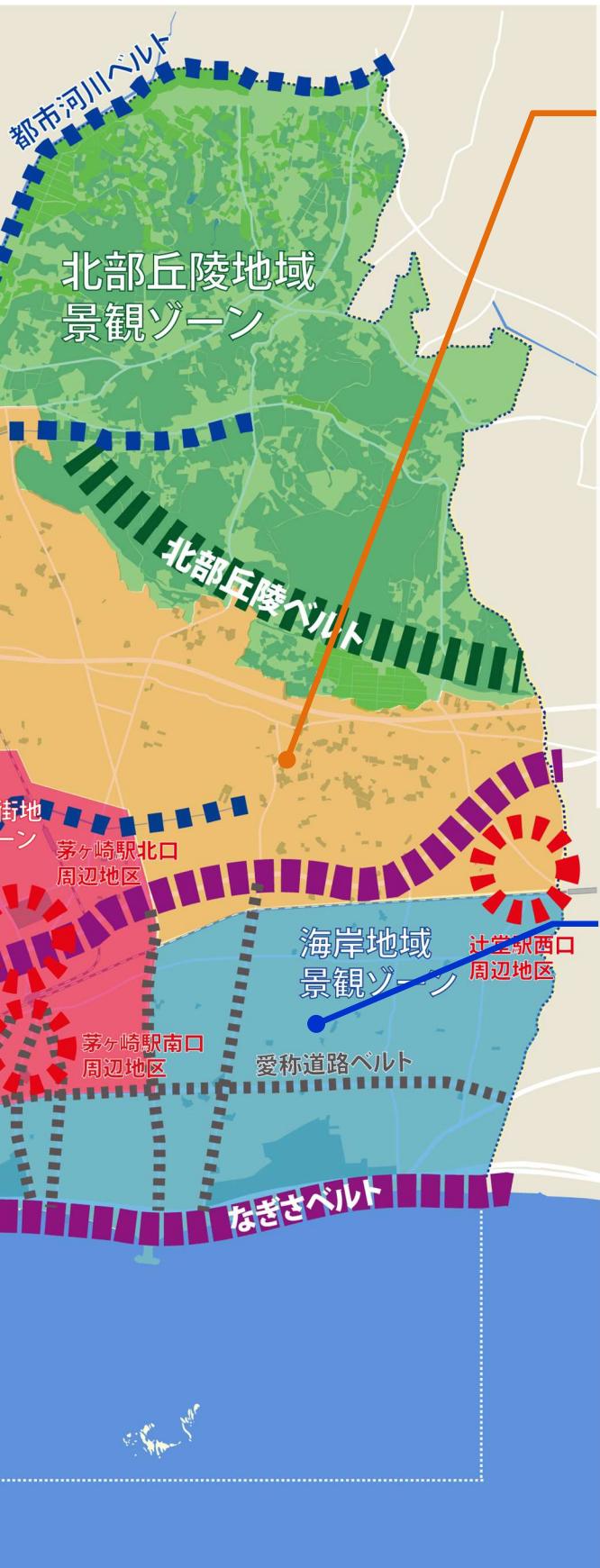
海の雰囲気を感じる沿道景観の形成

海岸の雰囲気を伝え、公共交通が利用しやすい駅前広場へ再整備するとともに、愛称道路沿道については、海の雰囲気や店が作り出す賑わいのある沿道景観を形成します。

魅力ある公開空地や公共空間の創出

行政拠点地区の整備や開発行為に併せて、公開空地や公共空間に創出し、緑陰空間、ベンチの設置など人が集える空間づくりを進めます。





中部地域景観ゾーン

景観まちづくりの視点

生活のひと時に自然や歴史を感じる。

良好な住宅地景観の形成

屋敷林などのみどりを保全するとともに、その活用を進めます。また、成熟した住宅地を維持するために進めている市民主体のまちづくり活動を引き続き支援します。

富士山や市街地の眺望の保全

田畠や住宅地からの富士山の眺望を保全します。また、殿山公園からの市街地の眺望を併せて保全します。

景観資源の保全と活用

樹木や並木など景観資源を引き続き保全します。また、下寺尾官衛遺跡群や（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備に併せて、景観資源の活用を進めます。

地域性に配慮した工業地の景観形成

工業系の用途が集中している地区は、無機的で圧迫感のある景観とならないよう、緑化や色彩の工夫などを進めます。

海岸地域景観ゾーン

景観まちづくりの視点

海の空気と文化を感じる。

旧別荘地の面影を残す文化的景観の継承

旧別荘地の面影を残す緑地や樹林を保全します。また、市民緑地などの制度を活用し、みどり豊かな空間を創出します。

海岸・愛称道路沿道の景観形成

富士山・えぼし岩への眺望を保全します。また、愛称道路沿道のみどりを保全・創出するとともに建築物・屋外広告物を誘導し、海岸地域にふさわしい沿道景観を形成します。

海岸の文化を体感・発信する公共空間づくり

歴史的価値の高い建造物の保存・活用するとともに、浜見平地区や道の駅などの新たな拠点づくりに併せて、サーフィンや新しいスタイルの音楽を生み出してきた風土を継承し、海岸地域の文化を体感できる空間づくりを進めます。

4 届出対象行為の設計の考え方

景観法の届出対象となる建築行為等については、以下の設計の考え方に基づき、6 及び 7 に示す景観形成基準を定めています。届出の際には、建築物の維持管理等も考慮しながら、設計協議を進めてください。

良好な景観の形成に関する方針（第2章）に沿うこと

建築等は、求められる機能を充足するだけでなく、地域の景観特性や歴史性などを読み取り、各ゾーンの方針に基づき、建築等の行為を誘導します。

バリアフリー¹⁾、ユニバーサルデザイン²⁾に配慮すること

全ての人が安全かつ快適に空間を利用できるように、バリアフリー¹⁾やユニバーサルデザイン²⁾に配慮した空間づくりを進めます。

居心地の良い空間を創出すること

提供公園や公開空地等は、休憩や交流など人々の活動を生み出し、街の景観を作る大事な要素です。そこで、花や木、ベンチなどの要素を提供公園や公開空地等に取り入れ、人々にとって居心地のよいと感じる空間を創出します。

1)バリアフリー：障害者や高齢者等の方が、生活の支障となる物理的な障壁や精神的な障害を取り除くこと

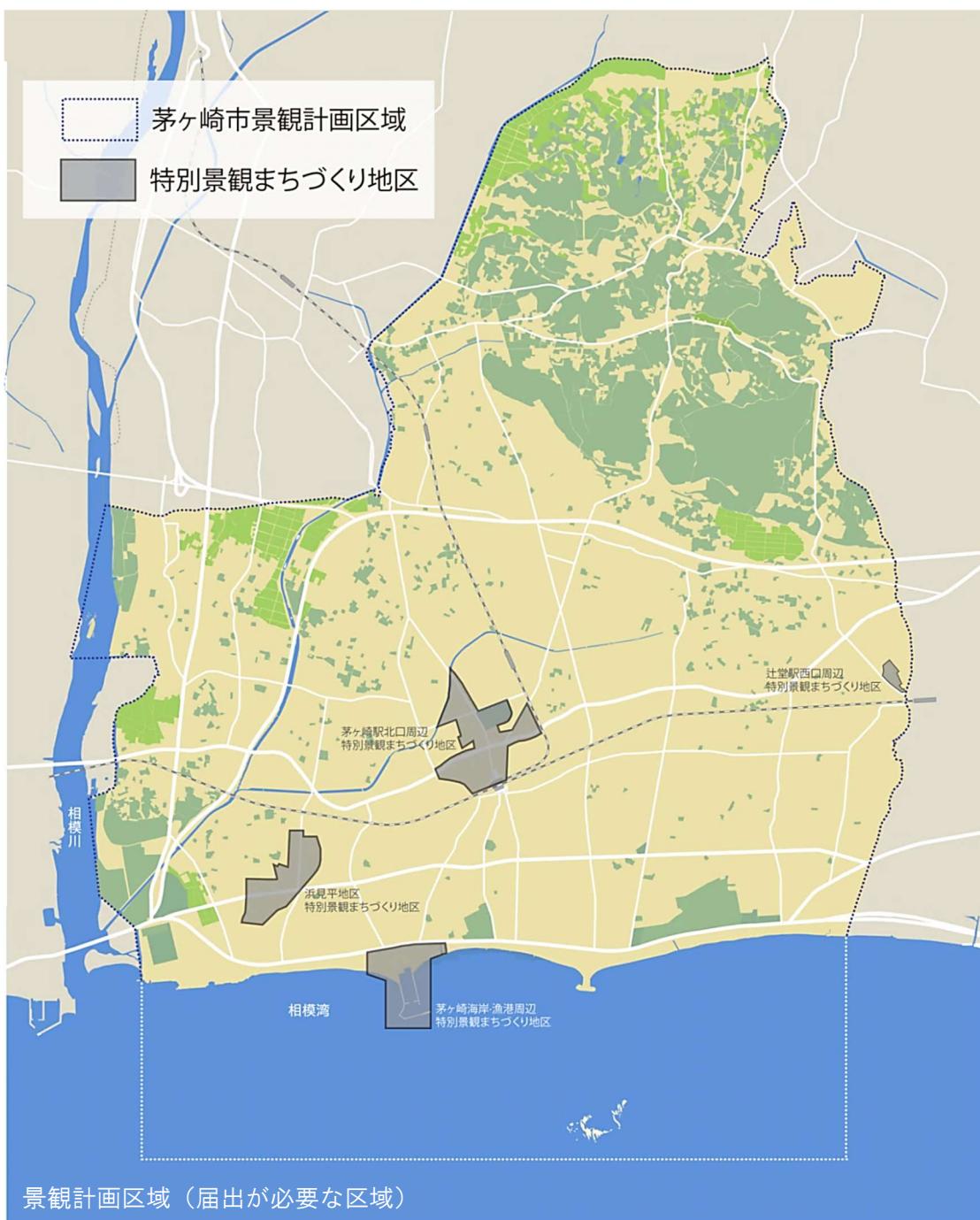
2)ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

5 届出について

1) 景観計画区域（届出が必要となる区域）

本市では、市内全域を景観計画区域に設定し、景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為及び開発行為について、事前相談及び届出制度により景観を誘導しています。なお、茅ヶ崎市土地基本条例に基づく大規模土地利用行為に該当する行為については、事前相談の時点で景観まちづくりアドバイザーの意見を聞きながら、協議を進めます。

特別景観まちづくり地区内における行為については、別途、景観形成基準を定めていますので、各地区的ガイドブックに示した基準に沿い設計を進めてください。



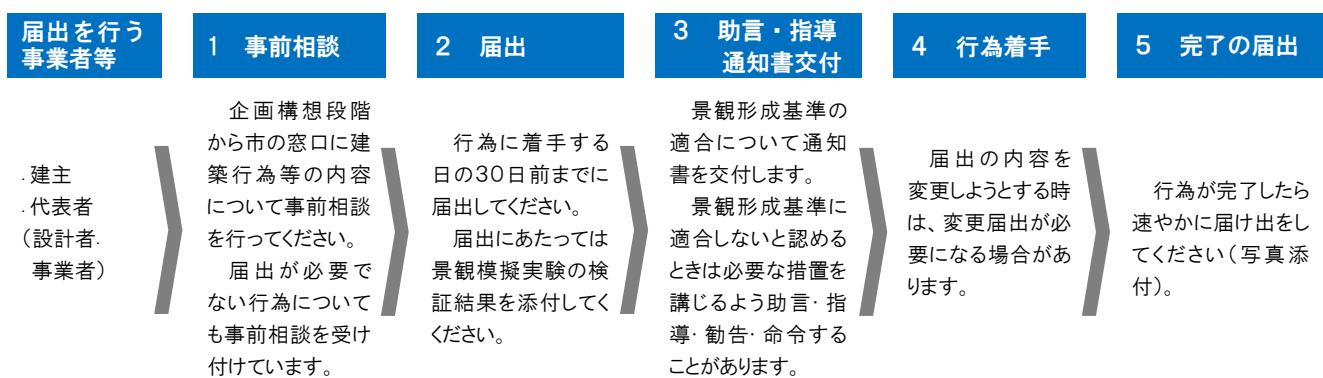
2) 届出対象行為（法第16条、条例第9条）

下記に示す行為については景観法第16条第1項に定める届出が必要になります。届出者は6及び7に示す景観形成基準に適合する計画としてください。特別景観まちづくり地区内における行為については、各地区のガイドブックに届出対象行為を示していますので参照してください。

届出対象規模	行為
1. 次のいずれかに該当する建築物 ・高さが10mを超えるもの（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域にあっては軒の高さが7mを超えるもの） ・延べ面積が1000m ² 以上のもの ・商業施設の用に供する部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの ・計画戸数を8戸以上とするもの	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 高さが10mを超える工作物	
3. 開発区域の面積が500m ² 以上の開発行為	

3) 届出の流れ 企画構想段階の事前相談から始めてください。（法第16条、条例第8条）

届出の流れは、次のとおりです。事前相談は、設計の初期段階から景観形成基準に配慮した計画としていただくため、早い段階での実施にご協力をお願いいたします。



注)1 届出の中で建築行為と開発行為が重複する場合は、1回の届出にまとめることができます。

注)2 特定届出対象行為について、本計画に定めた色彩基準等に適合しない場合は、景観法第17条に基づき、変更命令措置の対象となる場合があります。

注)3 既存建築物の外壁を現状と同色で塗装する場合においても、届出の対象となる可能性がありますので、景観みどり課に事前相談を行ってください。

4) 屋外広告物の掲出について

茅ヶ崎市では、平成23年に茅ヶ崎市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の掲出にあたっては同条例に定めた基準への適合が義務付けられており、掲出の許可が必要となります。景観法の届出にあたっては、届出前に同条例による基準に適合したことを確認した上で届出を提出してください。

5) 届出に必要な書類 (景観法施行規則第1条、茅ヶ崎市景観条例第7条)

届出にあたっては、届出に先立ち事前相談を行っていただきます。事前相談及び届出には、下表に掲げる図書を作成し、事前相談は1部、届出は正副2部提出してください。

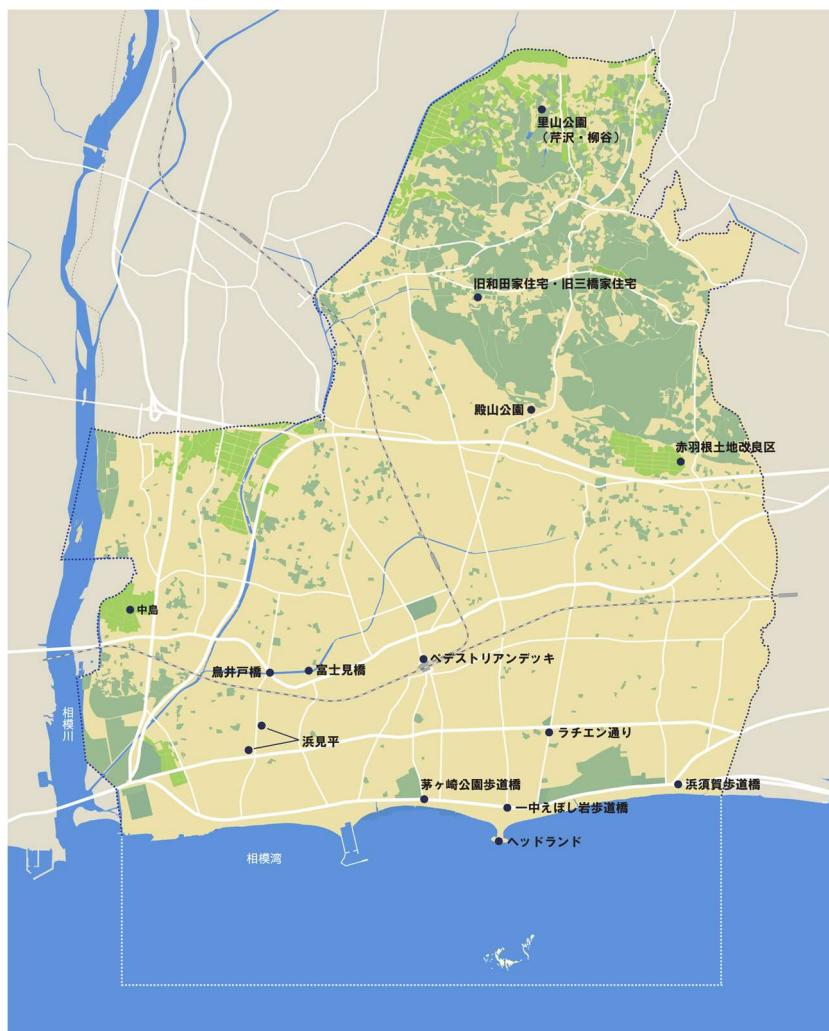
行為	図書の種類	縮尺等	備考及び表示すべき事項
1 建築物の建築等 2 工作物の建設等 3 開発行為	景観計画区域内行為届出書 (第1号様式) ※事前相談の場合は景観計画区域内行為 事前相談書	—	(表面) ※届出者及び届出の概要を記入してください。 (裏面) ※該当する行為の概要を記入してください。 ※色彩及びアクセント色の欄はマンセル値を記入してください。
	委任状	—	※代理の方が届出る場合は届出に添付してください。事前相談では不要です。 ※委任者の押印をしてください。
	景観形成基準 配慮計画記入シート	—	※「建築物・工作物用」と「開発行為用」のシートの2種類があります。該当する行為のシートを添付してください。 ※2ページ以降の【要素別配慮方針・配慮基準】のそれぞれの欄に「はい・いいえ・該当しない」のいずれかにチェックをしてください。
	付近見取図	1/2500以上	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地又は開発区域の位置 <input type="checkbox"/> 敷地又は開発区域の周辺状況
	配置図又は外構平面図 (行為1及び行為2のみ)	1/100以上	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 土地の高低 <input type="checkbox"/> 各部分の仕上げ <input type="checkbox"/> 道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 建築物又は工作物の位置
	平面図(行為1のみ)	1/500以上	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 各階の用途及び間取
	立面図 (行為1及び行為2のみ)	1/50以上 (2面以上)	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 各部分の仕上げ及び色彩 <input type="checkbox"/> 露出する建築設備及び広告物
	現況カラー写真	2方向以上	<input type="checkbox"/> 敷地又は開発区域の状況 <input type="checkbox"/> 周辺の状況 ※撮影位置及び方向を図示してください。(写真案内図等)
	緑化平面図	1/500以上	<input type="checkbox"/> 縮尺、方位 <input type="checkbox"/> 植栽の位置、種類及び本数
	緑化立面図	1/300以上	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 植栽の位置、種類及び本数 <input type="checkbox"/> 建築物又は工作物の緑化予定面
	景観模擬実験結果記入シート	—	※模擬実験の概要(手法、実験位置、実施結果)について記載してください。
	景観模擬実験図面	—	<input type="checkbox"/> 行為完了後の景観が予想できる図面類
	設計図又は施工方法を明らかにする図面(行為3のみ)	1/100以上	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 開発区域境界線 <input type="checkbox"/> 土地の高低 <input type="checkbox"/> 各部分の仕上げ <input type="checkbox"/> 道路の位置及び幅員

6) 景観模擬実験（景観シミュレーション）

良好な景観を守るために、景観模擬実験（景観シミュレーション）による事前検証を行うことを義務付けています。届出者は、ア～ウに定める地点から景観に与える影響を合成写真、模型、バルーン、イメージパース等を使って検証した結果を届出に添付してください。

ア 茅ヶ崎市景観計画で定める眺望点

本市では、市内の中でも特に眺望が優れ、市民等にも愛着のある地点を眺望点として定めています。その眺望を保全するために一定の範囲（眺望方向）に入る届出対象行為については、景観模擬実験を行います。なお、眺望点は下図のとおりです。



イ 景観重要公共施設、愛称道路又は景観ポイントなど本市の景観まちづくり上重要な場所若しくは、市が指定する地点

ア以外に、景観重要公共施設、愛称道路、景観ポイントなど本市の景観まちづくり上重要な場所で、市が指定する地点での景観模擬実験を行ってください。

ウ 景観重要建造物指定時に定める眺望点

景観重要建造物を指定する際に、建造物とその周辺の景観を眺める地点を眺望点として設定しています。設定した眺望点から一定の範囲に入る建築等の行為は、景観模擬実験を行ってください。

6 景観形成基準 一建築物及び工作物編一

景観法の届出対象となる建築行為等は、「2 景観計画の基本理念・基本目標」及び「4 届出対象行為の設計の考え方」に基づき、景観形成基準を定めています。届出の際には、建築物の維持管理等も考慮しながら、設計協議を進めてください。

1. 配置

方針：地域に開かれ、人々が活動しやすい空間を創出する。

景観形成基準

- ・道路等から建築物等を後退させ、休憩や交流など人々が活動できる空間を創出する。
- ・富士山と連なる山並みなどの眺望を阻害しないような建築物の配置とする。
- ・角地や突き当たりにはシンボル性のある空間を創出する。
- ・壁面線は、周辺との連続性やその場所の将来性を考慮する。

○イメージ



1)パブリックスペース：不特定多数の方が利用できる一般に公開された空間のこと。

2)オープンスペース：都市における公園・緑地、民有地の空地など建築物に覆われていない空間

3)ファサード：建築物の正面または外観上重要な面

2. 屋根

方針：街のつらなりや背景になじむデザインとする。

景観形成基準

- ・背景となる山並みや主要な眺望点からの見え方に配慮する。
- ・沿道では、周辺の建築物等が形成するスカイライン¹⁾の連續性に配慮する。
- ・住宅地の傾斜屋根は、妻方向や屋根勾配、軒の高さなどを周辺になじむように配慮する。

○イメージ



沿道のスカイライン¹⁾の連続性



優しく暖かみのあるスカイライン¹⁾の商業施設

1)スカイライン：山並みの稜線などの地形、建築や建築群が織りなす輪郭と空との境界線のこと

3. バルコニー

方針：建築物等との一体性を考慮したデザインとする。

景観形成基準

- ・インナーバルコニー²⁾とするなど、建築物等の色彩や形態を一体的にデザインする。
- ・室外機や物干し等は、道路から見えないよう取付器具の設置場所を工夫する。
- ・安全性を考慮したうえで、緑化が可能な構造とする。

○イメージ



通りに向ける表情を作り出すバルコニー



緑化されたバルコニー

2)インナーバルコニー：柱、壁及び屋根に囲まれた形状とするなど、建物の外壁から突き出して見えないようにデザイン的に工夫されたバルコニーのこと

4. 屋外階段 方針：建築物等との一体性を考慮したデザインとする。

景観形成基準

- ・建築物等と一体的なデザインとするか、道路から見えない位置へ設置する。

○イメージ



5. 玄関・アプローチ 方針：接する道路との関係を考慮したデザインとする。

景観形成基準

- ・樹木や草花等を設え、みどり豊かな空間づくりを行う。
- ・ベンチなど座れる空間をつくり、歩行者や住民が交流できる空間を創出する。
- ・舗装材等の工夫により道路側と一体的デザインに努める。
- ・車両の出入口は、歩行者の安全確保とまち並みを分断しない配置とする。
- ・商業施設の倉庫や搬入口等は、賑わいの連続性を分断しない配置とする。

○イメージ



1)パブリックスペース：不特定多数の方が利用できる一般に公開された空間のこと。

6. 屋上 屋上設備類

方針：雑然とならないよう設置場所やデザインに配慮する。

景観形成基準

- ・目立たない位置への設置や安全を考慮した目隠し等を講じる。
- ・アンテナ類は、共同化する。

○イメージ



7. 擁壁

方針：圧迫感を軽減するデザインとする。

景観形成基準

- ・長大な擁壁は、分節したり凹凸させ、圧迫感の軽減に努める。
- ・緑化ブロックや自然石等により、表情を豊かにする。
- ・足元へ樹木やつる性植物を植栽し、圧迫感を軽減する。

○イメージ



8. 駐車場 駐輪場

方針：駐車場・駐輪場は配置を工夫し、修景を行い、景観的な違和感を与えないように配慮する。

景観形成基準

<駐車場>

- ・位置は、まち並みの連続性、歩行者や自転車の流れを分断しないように配置する。
- ・出入口は、通行者が車の出入を視認できるように、中木の植栽は避ける。
- ・駐車場内は、緑化を行い、単調な空間をつくらない。

○イメージ



<駐輪場>

- ・平置きなど、誰にでも使いやすいものとする。
- ・建築物の前面部など利用しやすい場所に配置するとともに、歩行者や自動車の動線に留意し、配置する。

○イメージ



9. 植栽・柵 方針：みどりにより豊かな空間を創出する。

景観形成基準

<樹木等の選定>

- 既存の樹木を活用するとともに、大木・古木は積極的に保存する。
- 植栽する樹木は、「茅ヶ崎市在来種一覧」を参考に地域性や生物多様性を踏まえ選定する。
- 海岸地域景観ゾーンは、耐潮性に留意する。また海浜植物など地域に相応しい植物を選定する。
- 四季を感じる樹木も植栽するなど、空間に変化をつける。

<植栽の位置>

- 景観重要公共施設沿いは、沿道の緑化を積極的に行う。
- 周辺のみどりと連続させ、地域と一体となった緑化を行う。
- 角地や突当たりでは、シンボルツリー¹⁾を植樹する。
- 道路との境には、樹木、草本、地被類を設け、沿道の景観をつくる。
- 駐車場内は、高木や緑化ブロック等を検討する。なお、駐車場、駐輪場の進入口周辺は、見通しを必ず確保するとともに、緑化を行う。
- 隣地沿いに緑化をする場合は、隣地に配慮しながら、緑化を行う。

<その他>

- 屋上緑化や壁面緑化なども活用を検討する。
- フェンス等を設置する場合は、防犯性の確保や開放的にするため、透過性のあるものとし、高さを抑える。

○イメージ



1)シンボルツリー：地域やその場所を特徴づける象徴的な樹木のこと

2)ステップガーデン：檻上に緑化された空間のこと

10. 色彩

方針：周辺や隣接した建築物等から突出しない色彩デザインとする。

景観形成基準

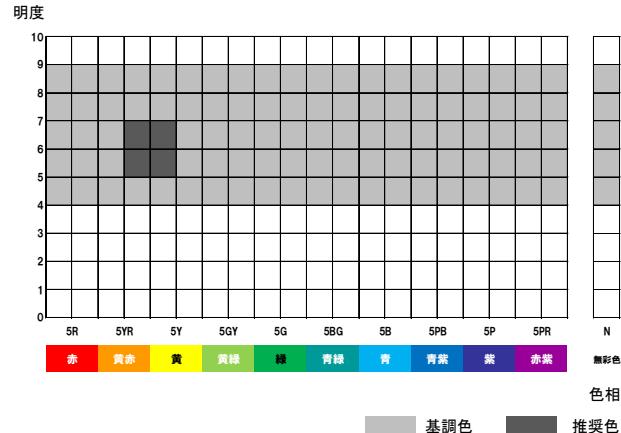
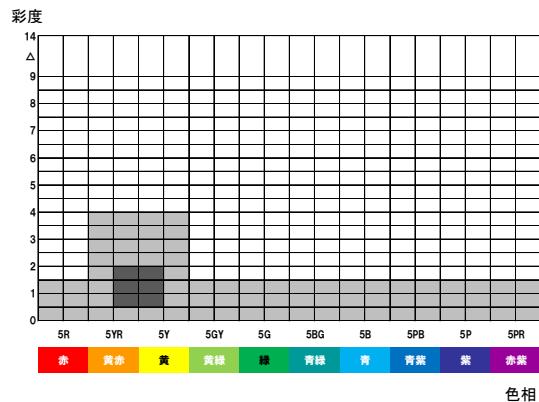
- ・背景や隣接する建築物等とのバランスを崩さないよう考慮する。
- ・地となる部分は、不必要的色は使わず、色数もできるだけ少なくする。
- ・大面積に具象な絵柄や必然性のないデザインを施すことは避ける。
- ・色彩を検討する際には、大きな面積の色見本で検討する。
- ・基調色、推薦色の範囲内に収める。

ア) 基調色・推奨色

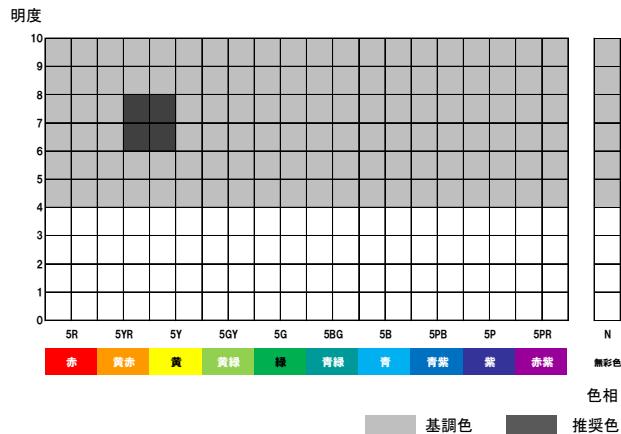
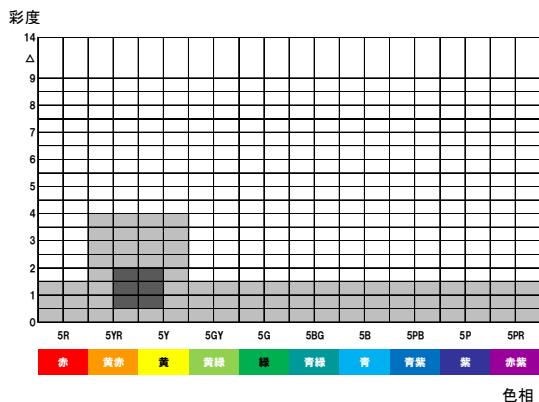
建築物及び工作物の外観の主たる色彩（基調色）は、マンセル値¹⁾により、4つの景観ゾーン別に次のとおりとする（上げ裏面を含む）。

なお、景観ゾーンごとにマンセル値¹⁾により、推奨色を設定している。推奨色の特徴として、低彩度のYR（黄赤）系とY（黄）系で、明度差を設けている。北部丘陵景観ゾーンは、低明度で周辺のみどりとの調和により落ち着き感の創出を、海岸地域景観ゾーンは、明るい海辺の創出を意図している。

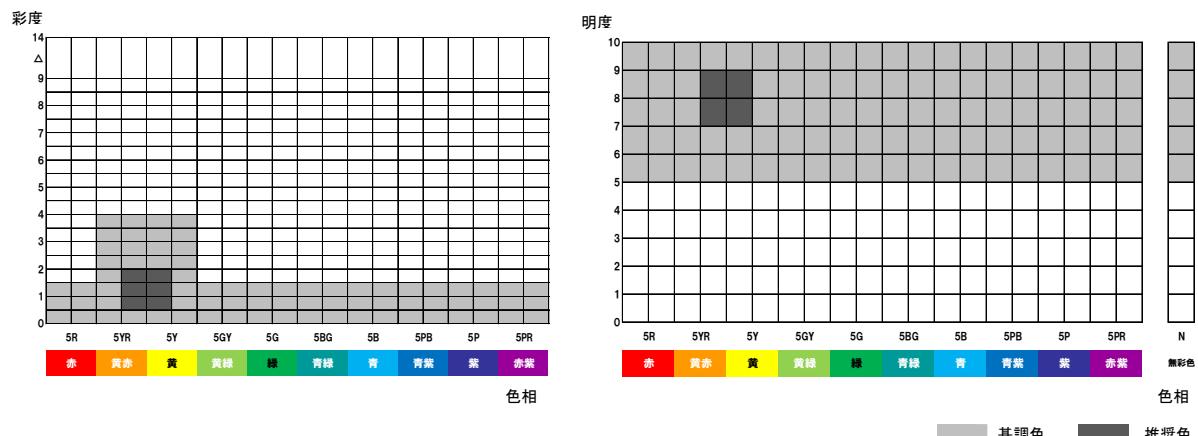
北部丘陵地域景観ゾーン



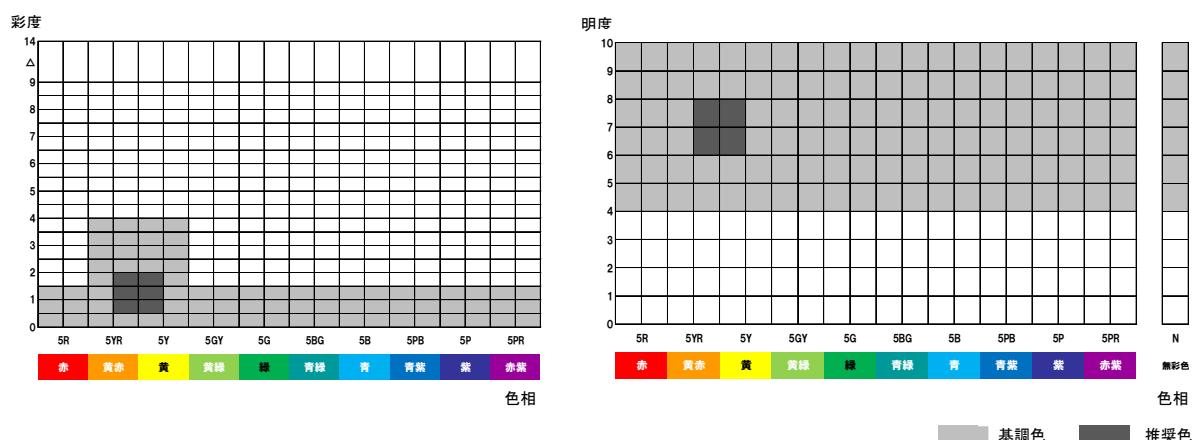
中部地域景観ゾーン



海岸地域景観ゾーン



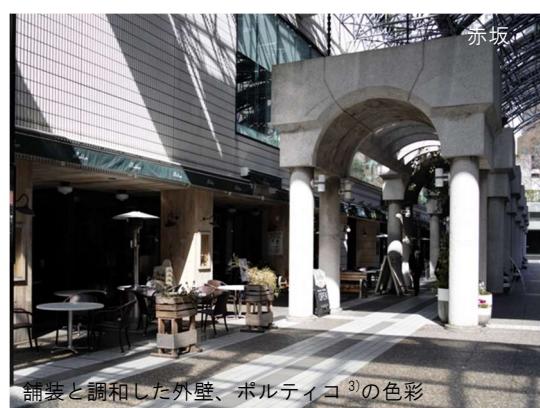
中心市街地地域景観ゾーン



イ) アクセント色

基調色以外にアクセントとして利用する部分は、建築物の見附面積の1/10未満とする。

○イメージ



1)マンセル値：色彩を正確かつ客観的に表すために用いられる色彩のものさしとも言える尺度で、一つの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」の3つの属性の組み合わせで表現する

2)アースカラー：大地や植物などの自然をイメージした茶色や緑色の色の総称

3)ポルティコ：建物の出入口までに続く列柱上の構造物

11. 素材

方針：周辺とのバランスを考慮した素材を選定する。

景観形成基準

- ・外壁材・舗装材・外構などは、自然素材（木材、石）などを積極的に活用する。
- ・経年後も汚れが目立たなく、劣化感の少ない素材を使用する。
- ・修景が施された道路等に接する部分は、一体的デザインに努める。
- ・金属板やガラス等の反射率の高い素材は、反射の影響を配慮する。

○イメージ



1)オープンスペース：都市における公園・緑地、民有地の空地など建築物に覆われていない空間

12. 照明

方針：場所の特性に応じた魅力的な空間を演出する。

景観形成基準

- ・住宅地等では、むやみに明るくしたり、ネオンサイン²⁾等の電飾を避ける。
- ・商業地では、賑わいの連続性を考慮し、夜間景観の寄与に努める。

○イメージ



2)ネオンサイン：ネオン管などを仕様した看板や広告のこと

13. 屋外広告物

方針：設置する建物や周囲の環境にあった屋外広告物を設置する。

景観形成基準

<屋外広告物の位置>

- ・景観資源（景観重要公共施設、景観重要建造物、ちがさき景観資源）など景観形成上重要な施設の隣接地は、当該施設が醸し出すイメージを損ねないように掲出位置に配慮する。
- ・位置、大きさ、形を配慮し、過剰な設置は避ける。（自動販売機を含む）。
- ・テナントビル¹⁾では、屋外広告物の形態や設置方法を統一し、集約化に努める。

<屋外広告物の素材、色彩>

- ・建築物のデザインや色彩、素材等との調和を図り、統一的なデザインとする。
- ・地となる部分は、不必要的色は使わず、色数もできるだけ少なくする。
- ・全国共通の仕様やコーポレートカラー²⁾であっても、彩度6を超える場合は、図と地の反転や切り文字などを行う。
- ・蛍光塗料、発光塗料その他これに類するものは使用しない。

○イメージ



周囲の建物の色彩に配慮した看板デザイン



コーポレートカラー²⁾を使用せず、彩度を抑えた看板



位置、サイズ、形状に配慮した看板デザイン



壁面と一体となった看板デザイン

1)テナントビル：オフィス（事務所・業務）を主要用途として建てられた建築物のこと

2)コーポレートカラー：企業や団体等の組織を象徴する色のこと

14. その他

方針：周囲環境にあった景観形成を行う。

景観形成基準

<ファニチャー>

- ・地域の歴史や文化を感じさせる柄や色などの活用に努める（遊具を含む）。
- ・自然素材（木材、石など）を用いるなど、茅ヶ崎の環境にあうものとする。

<工事中>

- ・草花の植栽や仮囲へのペイントなど、不快感の軽減に努める。
- ・完成予想図を設置するなど、工事に関する情報提供に努める。
- ・工事車両や資材等を道路から見えにくい位置に置く。

○イメージ



1)デッキ：床などの上に設けた木製の甲板のこと

7 景観形成基準 – 開發行為編 –

開發行為などの大規模な土地利用行為は、当該地の歴史等や周辺環境に調和を図るとともに、人々が過ごしやすい空間を創出するため、次のとおりの景観形成基準を定めます。届出の際には、景観形成基準に配慮し、設計協議を進めてください。

1. 既存樹木の保全

方針：樹勢・樹姿のよい樹木を保存し、まちの記憶を継承する。

景観形成基準

- ・ 良好的な景観を形成し、古木、樹勢がよい既存樹木は保存する。
- ・ 道路境界線から 3 m の範囲内低中木や生垣等があり、良好な景観を形成しているものは、保存に努め、沿道景観の継承に努める。
- ・ やむを得ず保存ができない場合は、当該地の景観を損なわないように修景を行う。
- ・ 伐採を行った場合は、その周辺を良好に維持できるよう、低中木の植栽、けもの道などの生きものの移動路の確保など必要な代替措置を行う。

○イメージ



1)オープンカフェ：店の前に客席を設け、開放的な演出を凝らしたカフェやレストラン

2.擁壁の形態意匠・緑化

方針：緩やかな地形が特徴の茅ヶ崎の地形を意識し、無理のない構造とする。

景観形成基準

- ・前面道路から目視可能な擁壁については、仕上げはできるだけ自然石を用いるなど、うるおいのあるデザインとする。
- ・高さは極力抑え、原則5m以下とする勾配擁壁の使用若しくは敷地境界線からの後退などにより、圧迫感の低減に努める。
- ・前面若しくは上部の緑化、壁面緑化等の修景を行う。

○イメージ



3. 公園・緑地・広場

方針：自然を楽しみ、誰もが楽しんで過ごせる空間をつくる。

景観形成基準

○公園の位置

- ・公園は、原則として既存道路から目視可能な位置に配置する。

○公園内のみどり

- ・常緑樹や落葉樹などを混成し、四季を楽しめるような樹種を選定する。
- ・海岸エリアは、海浜植物の地域性のある樹種の植栽を検討する。また、耐潮性に留意する。
- ・既存にある古木や樹姿・樹勢が良いものは極力保存し、活用する。
- ・開放的な空間と緑陰のある空間を適切に設け、誰もが過ごしやすいように樹木の配置を行う。
また、うつ蒼とした空間にならないように、将来を想定した樹種の配置を行う。

○出入口や境界部

- ・誰もが入りやすいようにユニバーサルデザイン¹⁾に配慮し、明るく、開放的なデザインとする。
- ・道路沿いは、敷地内が見通せるように低木や中木の設置を避け、高木や地被類などを組み合わせ、視界の確保を行う。

○施設・設備

- ・ベンチを設置する。ベンチは、緑陰空間に設けるなど、過ごしやすい場所に設ける。
- ・付帯施設（遊具、ベンチ、施設）はできるだけ自然素材を用いること。
- ・擁壁は極力避け、自然勾配による土石の安定に配慮する。
- ・フェンス・柵等は、生垣等で代替可能な場合はこれに努める。代替不可能な場合は、擬木等によりみどりと調和する意匠に努める。

○イメージ



1)ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

4. 公開空地 方針：安全で快適かつ楽しみのある空間を創出する。

景観形成基準

- ・通行の支障がない限り、高木を植えるなど、沿道の景観をつくる。
- ・良好な景観を形成している既存樹木がある場合には、活用を検討する。保存できない場合は、修景を行う。
- ・舗装は滑らない素材とし、雰囲気が明るくなるものを選択する。また、道路側と統一感があるようにデザインする。
- ・通行の支障がない限り、ベンチなど一時的に人が滞留できる空間や緑陰空間を設ける。

○イメージ



1) オープンスペース：都市における公園・緑地、民有地の空地など建築物に覆われていない空間

2) オープンカフェ：店の前に客席を設け、開放的な演出を凝らしたカフェやレストラン

景観法に基づく建築行為等の届出ガイドブック

一般地区（指定地区以外）

発行・編集 茅ヶ崎市都市部景観みどり課

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

TEL : 0467-81-7182 (直通)

FAX : 0467-57-8377

HP : <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

Mail : keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp